

議 案 等 質 疑

(質疑)民間開発の誘導が具体化するまでの土地の活用はどう考えているのか。

(答弁)暫定的な土地利用として、当面は駐車場利用を前提として地権者等と協議を進めている。

一般会計補正予算中、プレミアム付地域振興券発行事業

(質疑)今回のプレミアム付地域振興券はこれまでのプレミアム付商品券とどう違うのか。

(答弁)中小企業者の支援に加え、コロナの時代に求められる非接触方式の決済の普及と地域社会のデジタル化の推進を図ることを目的として、紙の振興券に加え、ウェブアプリやQRコード等を活用してスマートフォンなどで決済を行うことのできる電子媒体でも発行する。

(質疑)電子と紙媒体で口数が違うが、広く行き渡るようにしてほしいという市民の声に対してどう考えているのか。

(答弁)今回は電子と紙の両方の券の購入申し込みができるため、合わせるとこれまでと同様に商品券を12冊まで申し込むことができる。申込冊数が発行数を超えた場合には、電子と紙それぞれで抽選を行うため、前回よりも幅広く市民の方に御利用いただけると考えている。

(質疑)電子決済の設備がない店舗にとって、機器導入の必要性や取扱手数料、電子決済の管理方法など、新たな負担はないのか。

(答弁)利用者がスマートフォンなどで事業専用のQRコードを読み取って決済できるようにするため、新たな機器導入をするなど店舗側に金銭的な負担をかけることはない。また、電子システムの取扱手数料や参加店の登録料、使用済券の換金手数料も費用負担はない。参加店舗が売上状況等を電子システム上で管理できる仕様を考えており、売上げがデータとして可視化される便利な機能となる。

一般会計補正予算中、西川副公民館建設事業

(質疑)用地選定に当たり、地元とどのような協議を重ねたのか。

(答弁)西川副小学校周辺での用地確保を検討してきた。平成28年9月に当時の校区自治会から提案いただいた用地について交渉したが、地権者に売却の意思がなく断念した。その後、平成30年12月に当時の校区自治会から今回の用地を候補地として提案いただき、地権者からも用地提供に応じる意向を確認した。

職員の給与に関する条例等の改正

(質疑)改正の内容は。

(答弁)12月の期末手当の支給月数を、再任用を除く一般職は0.15月分引き下げ、それ以外の職員は0.1月分引き下げるもの。

(質疑)今回先議とする理由、職員への影響額は。

(答弁)12月に支給する期末手当の基準日である12月1日の前日までに議決が必要なため、一般職への影響額は1人平均5万5,200円ほどとなる。

(質疑)国家公務員のボーナス引き下げの実施を来年6月に先送りし、地方公務員も地域の実情を踏まえつつ、国家公務員の取り扱いを基本にとされたが、佐賀市はこの通知をどう受け止めているか。

(答弁)地域の実情を踏まえるため、民間の厳しい実情を反映した佐賀県人事委員会勧告を尊重した上で、公務員給与決定の諸原則により、早期に職員に適用することが市民の理解につながると考えた。

(質疑)会計年度任用職員の取り扱いや影響額はどうか。

(答弁)一般職の常勤職員の支給月数と同様に年間0.15月分引き下げるが、規則で翌年度から適用すると定めているため、今年の12月で下がることはない。

一般会計補正予算中、佐賀駅周辺整備事業

(質疑)土地の取得目的は。

(答弁)地域の活性化につながるような民間開発を誘導するため。

(質疑)当初予算ではなく補正予算で対応する理由は。

(答弁)土地売買に伴い法人税の負担が増加することから、平準化して複数年にわたって納税する、いわゆる事業用資産の買い換え特例制度の適用を受けるため、適用期限である令和3年度末までに売却したいという理由でJA佐賀市中央から前倒しの申し出があったため。

(質疑)前倒して土地の取得をするということは何か状況が変わったのか。

(答弁)民間開発の誘導についてはホテルを核とした開発の検討を進めているが、ヒアリングした事業者からは新たな開発案件の着手に慎重な意見が多いなど、早期に開発事業者を公募できる状況ではないと考えている。

議 案 等 質 疑

(答弁) 過疎地域に指定されている富士町、三瀬村は、市内の他の地域に比べて人口減少、高齢化が著しく、定住促進が喫緊の課題となっており、産業の振興および雇用の拡大が必要と考えている。このため、本条例案において規定する要件を満たすものという前置きはあるが、日本企業であれ外国企業であれ、過疎地域の産業の振興および雇用の拡大につながる設備投資については、積極的に実施していただきたいと考えている。このことから、本条例における課税免除の取り扱いについて、国籍によって取り扱いに差異を設けるような考えはない。

(質疑) 企業が購入した後に転売した場合は、減免した固定資産税は返却になるのか。

(答弁) 売却、転売されるまでの期間、当該資産を条例案で規定する事業の用に供していた場合は、当該期間における課税免除の取り消しは行わない。

一般会計補正予算中、保育士就職支援金

(質疑) 事業の概要は。

(答弁) 市内の保育施設等へ保育士として就職する際に、就職の準備に係る費用の一部を支援金として給付することにより、本市の保育施設等に就職するインセンティブを高め、本市の保育人材不足の解消を図るもの。

(質疑) 再就職の方には適用しない理由は。

(答弁) 市内の養成校を卒業した学生の県外流出を防ぎ、市内の保育施設等へ就職していただくことが主な目的であるため。

(質疑) 1年未満で離職した場合は、支援金の一部または全額を返還する必要があるが、具体的にどのような事例を想定されているのか。

(答弁) 保育の必要な児童に対して安定的に保育を提供できる環境を整えるためには、保育士に継続的に勤務していただくことが重要であるため、原則として、実際に勤務された期間に応じて月割りで支援金を返還してもらう。

(質疑) 再就職の方も対象にすることを考える余地はあるのか。また、人材の掘り起こしについて協議はされたのか。

(答弁) 再就職の方について検討はしたが、この事業は新規採用職員の県外への流出を防ぎ、市内の保育所、幼稚園などに就職していただくことが第一の目的であるため、今回は対象を新規採用のみとした。



(質疑) 周辺地域の方は建設用地が以前、違法焼却等がされていたのはお分かりだったと思うが、市はこの情報を得ていたのか。

(答弁) 令和2年4月の校区自治会長会で当該用地での建設を進める旨の報告をしたが、廃棄物の埋立てや不法焼却に関する話は出ておらず、その後も事業を所管する公民館支援課や地元の西川副公民館に対して、当該用地における廃棄物の埋め立て、不法焼却などの情報は寄せられなかった。

(質疑) 建設用地を取得後、土壌調査はしなかったのか。

(答弁) 土地利用の経歴からは深刻な土壌汚染の可能性があると判断には至らなかったこと、また、不法焼却についても地元や地権者から情報がなかったことから、土壌汚染調査は実施しなかった。

(質疑) 令和3年7月9日に基準値を超えるダイオキシン類が検出されたが、2カ月後に総務委員研究会に経過報告がされたことへの見解は。

(答弁) 土壌汚染の状況や対策が分からない不確定な情報では、必要以上に住民の不安をあおる可能性があること判断し、最初にダイオキシン類が検出された箇所以外の土壌汚染調査の調査報告を踏まえて議会への報告を行った。

(質疑) 公民館建設が10カ月先送りとなるが、校区住民の新しい公民館への期待に対する市としての見解は。

(答弁) 事業がこれ以上遅れないように着実に取り組んでいくことで、地元住民への期待に応えていきたい。



佐賀市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

(質疑) 今年6月に通称重要土地規制法案が可決し、重要土地については一定の歯止めになっていると思うが、佐賀市内にこの対象地域はない。外国人の土地取得については重要土地等調査規制法案のみでその他の規制はない。しかし、国内法の上位法と考える国際法の相互主義を考えると、外国企業といえども、相手国が他国の企業に土地を売らない場合は、日本も当然売る必要はないと考えるが、そういった議論はされたのか。